

市役所で

「養育費の相談できるよ？」

「相手とは話をしたくない。」 「どうせ、もらえないと思う。」

「もらう約束だったけど、全然払ってくれない。あきらめた。」

「養育費をもらわない約束で離婚したから、今さら言い出せない。」

…お気持ち、よくわかります。

「友達から、離婚について相談された。」

「うちの子、夫婦関係に悩んでいるみたい。」

「ママ友が、『シングルになったから、生活が苦しい』って…」

…何かアドバイスしてあげたいけれど、いろいろ難しいですね？

そんな時は『市役所』にご相談ください！
私達が、その方の状況にあった解決方法を
一緒に探します。



～お問い合わせ先～

こども育成部こども青少年給付課

自立支援係(はぐくみかん1階)

電話 046-822-0133

平日 8:30～17:00

◎養育費等弁護士相談 ～無料で月1回実施！2カ月に1回は休日開催も～

★こんな方におススメ

- 離婚について話し合い中の方(ご夫婦での相談もできます)
- 離婚しようと思っているが、生活できるか不安な方
- 養育費について公的な書類を作成しないまま離婚された方
- 養育費回収の強制執行を検討している方
- 未婚で出産予定だが、認知と養育費を子の父に求めている方

★対象:以下①～③、すべてを満たした方

- ①横須賀市に住んでいる方
- ②18歳以下の子どもを養育している方か養育を予定している方
- ③「離婚を考えている」「ひとり親家庭」「未婚で子どもを出産予定」のいずれかの方

★令和3年度 開催予定日時：各日 9:00～15:00

1	4月17日(土)	4	7月20日(火)	7	10月23日(土)	10	1月21日(金)
2	5月24日(月)	5	8月21日(土)	8	11月18日(木)	11	2月19日(土)
3	6月19日(土)	6	9月15日(水)	9	12月18日(土)	12	3月16日(水)

※ご予約開始日は基本各月1日です。

国際離婚における養育費相談 開催予定日時：各日 9:00～15:00

1	6月4日(金)	2	8月22日(日)	3	11月27日(土)
---	---------	---	----------	---	-----------

※ご予約開始日は基本各月1日です。6月4日(金)開催は、5月11日予約開始です。

★当日までの流れ

事前予約

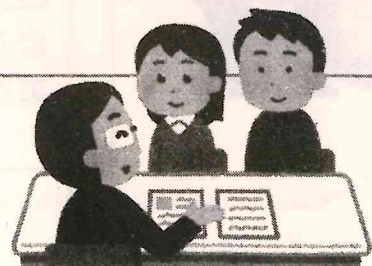
- ・ご予約は「はぐくみかん1階窓口」か「電話」でお願いします。
- ・前日までにご予約ください。
- ・先着順ですので、ご希望に沿えないこともあります。

聞き取り

- ・市の職員が事前にご状況を伺い、ご相談いただく内容を整理します。
- ・より良い相談になるようサポートします。

弁護士相談

- ・場所は「はぐくみかん」、時間は45分です。(国際離婚の相談は60分です。)
- ・必ず当事者をご参加ください。
- ・ご家族が立ち会うことはできます。



◎公正証書等作成補助

～養育費についての公正証書の作成や調停をすると、補助金がもらえます～

★対象:以下①～④、すべて満たした方

- ①養育費対象の児童を養育する市内在住の方
- ②令和2年4月1日以降に養育費についての公的書類(公正証書・調停調書・確定判決など)を作成した方 ※公正証書は不支払い時の強制執行を許可した項目がはいつていること
- ③その公的書類の作成費用を負担した方
- ④以前に同様の補助金を受け取っていない方

★補助対象費用

- 1 公証人手数料令に定められた公証人手数料(養育費についての部分のみ対象)
 - 2 調停申し立てや裁判用の収入印紙代
 - 3 戸籍謄本等添付書類取得費用
 - 4 公的機関が求める連絡用の郵便切手代
- 注意:弁護士等代理人費用は対象外です

★注意:補助金を受け取るためには、必要書類を添えて、申請していただく必要があります。

★持ち物:

- ・印鑑(朱肉を使うもの)
 - ・補助金を振り込む口座の通帳
 - ・作成した公的書類(謄本もしくは正本)※
 - ・一緒にお住まいになっている方の戸籍謄本、住民票(児童扶養手当証書や医療証でも可)
 - ・補助対象となる費用の領収書もしくはレシート※
- ※コピーを取らせていただいた後、お返しします。

◎保証契約補助 ～養育費の保証契約をすると、補助金がもらえます～

★こんな方におススメ:養育費について公的書類で決めたものの支払われるか心配な方
養育費の支払いが遅れがちだが、相手と話したくない方

★対象:以下①～⑤のすべてを満たした方

- ①養育費対象の児童を養育する市内在住の方
- ②養育費の取り決めをした公的書類(公正証書・調停調書・確定判決など)を持っている方

※公正証書は不支払い時の強制執行を許可した項目がはいつていること。

- ③令和2年4月1日以降に、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した方
- ④児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある方
- ⑤以前に同様の補助金を受け取っていない方

★補助対象費用

- 保証会社に支払った初回保証料
- 注意:補助の上限額は5万円です。

★注意 1:保証会社との保証契約は、ご自身で行っていただく必要があります。

★注意 2:補助金を受け取るためには必要書類を添えて、申請していただく必要があります。

★持ち物:

- ・印鑑(朱肉を使うもの)
 - ・保証契約料の領収書等支払い額を証明するもの
 - ・補助金を振り込む口座の通帳
 - ・一緒にお住まいになっている方の戸籍謄本、住民票(児童扶養手当証書や医療証でも可)
 - ・保証契約書※
 - ・強制執行できることを記した公的書類※
- ※コピーを取らせていただいた後、お返しします。

◎もっと詳しく知りたい！という方は、ぜひホームページもご覧ください。

【動画】養育費確保支援 養育費等弁護士相談 公正証書等作成補助 保証契約補助



◎総合的なご相談はこちらへ 電話 046-822-0133

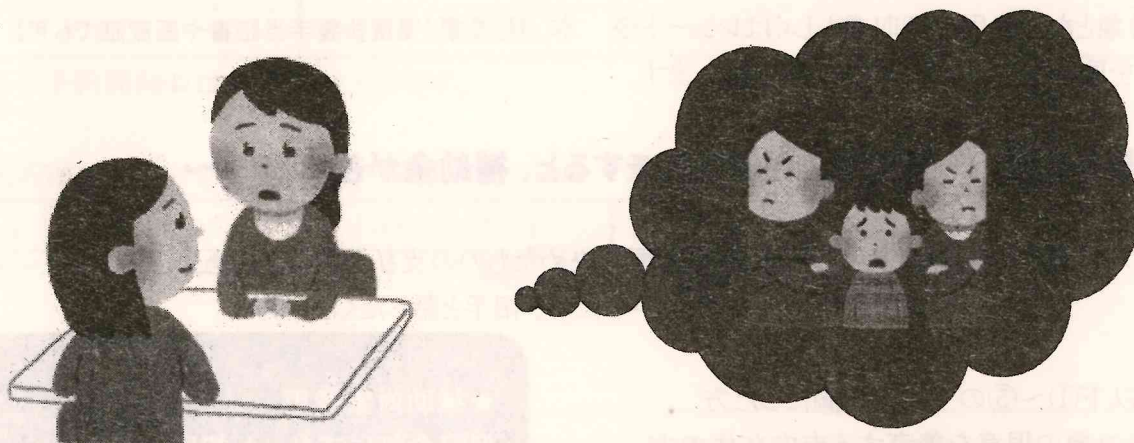
ひとり親の方や離婚についてお悩みの方の協力者として、母子・父子自立支援員が、生活や子どものことなど、さまざまな相談に応じています。

相談は無料で、秘密は厳守します。

★日時:平日 9:00～16:00

あらかじめご予約いただければ、お待たせせず、ご案内できます。

★場所:こども青少年給付課(はぐくみかん1階)



養育費のご相談はこちらでもできます。

養育費相談支援センター

※厚生労働省の委託事業者です。

※夜間や土曜・祝日にも電話やメールで相談できます。

電話:0120-965-419(フリーダイヤル 携帯不可)

03-3980-4108(携帯電話はこちらへ。希望すればかけなおしてくれます)

受付時間:月曜日～金曜日 10:00～20:00

土曜・祝日 10:00～18:00 ※日曜日はお休みです

メール:info@youikuhi.or.jp